

## **PwC Tax Insight (No.05/2018)**

商業銀行の合併、買収等の企業結合を促進するための施策を内閣が承認

**Issue 19 April 2018**



.....  
商業銀行の合併、事業譲渡にかかる税務上の恩恵を定めた勅令の草案が内閣で承認されました。  
.....

商業銀行の企業結合を促進するため、特定の税金を低減する勅令の草案が2018年4月17日に内閣で承認されました。さらに、不動産に係る抵当権の諸手数料、不動産、車両および機械装置の所有権移転にかかる登録手数料の軽減に関する詳細も今後関連省庁から公表される予定です。

勅令の重要なポイント:

1. 商業銀行の株主に対して

商業銀行の合併や全部事業譲渡により生じたキャピタルゲインへの課税は免除されます。

2. 商業銀行に対して

-商業銀行の合併または全部事業譲渡により発生した課税所得、収入および課税文書の作成に対する法人所得税、特定事業税および印紙税が免除されます。

-商業銀行の一部事業譲渡により発生した課税標準、収入および課税文書の作成に対する付加価値税、特定事業税および印紙税が免除されます。

-商業銀行の合併、全部事業譲渡、一部事業譲渡により生じた所定の資産への投資額は以下の追加所得控除の対象となります。これは、合併日または事業譲渡日から2022年12月31日までに支払われる投資が対象となります。:

- 合併または事業譲渡後の資産が4兆バーツ以上の商業銀行に対しては、100%の追加所得控除
- 合併または事業譲渡後の資産が3兆バーツ以上4兆バーツ未満の商業銀行に対しては、75%の追加所得控除
- 合併または事業譲渡後の資産が2兆バーツ以上3兆バーツ未満の商業銀行に対しては、50%の追加所得控除
- 合併または事業譲渡後の資産が1兆バーツ以上2兆バーツ未満の商業銀行に対しては、25%の追加所得控除

PwC追記：

以前にも、この施策の基づく税制上の優遇措置が付与されていましたが、今回は車両の所有権移転にかかる登録手数料の軽減や特定の資産への投資額の追加所得控除が新たに含まれました。

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては下記担当者にご連絡ください。

PricewaterhouseCoopers  
(Tel) 0 2844 1000 / (Fax) 0 2286 2666

Orawan Fongasira  
Nopajaree Wattananukit

日本企業部 (Direct Telephone)  
魚住 篤志(0 2844 1157/Mobile:08 18220338) [atsushi.uozumi@th.pwc.com](mailto:atsushi.uozumi@th.pwc.com)  
武部 純 (0 2844 1209/Mobile:08 48747425) [jun.takebe@th.pwc.com](mailto:jun.takebe@th.pwc.com)  
桑木 愛子(0 2844 1186/Mobile:08 18633101) [aiko.kuwaki@th.pwc.com](mailto:aiko.kuwaki@th.pwc.com)  
熊崎 裕之(0 2844 1269/Mobile:08 845554601) [kumazaki.hiroyuki@th.pwc.com](mailto:kumazaki.hiroyuki@th.pwc.com)  
名賀石 樹 (0 2844 1366/Mobile:09 2249 0014) [tatsuki.nakaishi@th.pwc.com](mailto:tatsuki.nakaishi@th.pwc.com)  
山本 真弓 (0 2844 1380/Mobile:09 8481 0385) [mayumi.yamamoto@th.pwc.com](mailto:mayumi.yamamoto@th.pwc.com)  
松下駿太郎(0 2844 1466/Mobile:09 82821372) [matsushita.shuntaro@th.pwc.com](mailto:matsushita.shuntaro@th.pwc.com)

\* この日本語版レポートは日系企業の皆様を対象に英語版のオリジナルを翻訳したものです。英語版と日本語版との間に齟齬がある場合は英語版を優先します。また、タイ国における法令の改正動向等の情報提供を目的に発行されたものであり、全ての事例に対して適用されない場合があります。特定の案件につきましては、別途弊社までご相談下さい。弊事務所の許可なくこのレポートの全部又は一部を転載することを禁止します。ご不明の点がありましたら、弊事務所(電話番号：(662) 844-1000)までお問い合わせ下さい。

© 2018 PwC. All rights reserved. PwC refers to the Thailand member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

At PwC Thailand, our purpose is to build trust in society and solve important problems. We're a network of firms in 157 countries with more than 223,000 people who are committed to delivering quality in assurance, advisory and tax services. Find out more and tell us what matters to you by visiting us at [www.pwc.com/th](http://www.pwc.com/th).